

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年5月21日)

〔件 名〕

- 1 「鳥取県カワウ被害対策指針」の改訂について
(緑豊かな自然課)・・・1
- 2 生活衛生関係の事業継続に係る新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
について
(くらしの安心推進課)・・・別冊
- 3 令和元年度消費生活相談の概要等について
(消費生活センター)・・・2
- 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課)・・・4

生活環境部



「鳥取県カワウ被害対策指針」の改訂について

令和2年5月21日
 緑豊かな自然課
 鳥獣対策センター
 水産課

平成29年に制定した「鳥取県カワウ被害対策指針」に基づき対策を実施した結果、カワウの生息数を減少させることができました。この度、前指針を基本とした改訂を行い、流域ごとの対策実施体制を強化し、関係者が協力してより有効な対策を検討し、カワウによる漁業被害のさらなる軽減を目指す内容とします。

1 指針改訂の概要

(1) 前指針の評価と改訂内容の検討

鳥取県カワウ対策検討会委員に前指針に基づいた対策の結果と、改訂指針の内容を検討いただき、次の評価を得ました。

- 目標とするアユの被害額の半減は未達成だが、調査地のカワウの生息数を4割削減しており、一定の効果が見られた。
- 改訂指針にあたっては、前指針の対策事項を基本とし、市町村等との情報共有の推進や人材育成の強化等を盛り込んでいただきたい。

(2) 改訂指針の概要

対 策	実 施 内 容	実 施 体 制
生息数・被害状況の把握	○モニタリング ①営巣地等での生息数の調査 ②河川への飛来数の調査（3河川流域）	毎年、継続的に実施 ①県が実施 ②県及び漁協が実施
個体群管理	○営巣地等での捕獲等によるカワウの個体数の抑制 新) ○新たに地元狩猟者への技術移転を検討 ○新規営巣地の抑制（定期的な見回り等） ※隣県の最大の営巣地である中海では、環境省を中心に、島根県、関係市町村及び地元関係者等と対策を進める。	県、市町及び漁協が実施 ※営巣地対策は専門家の助言を聞きながら実施 県及び漁協が実施
被害防除対策	○河川からのカワウの追払い・飛来防除等	漁協等が実施 ※県又は市町村がその取組を支援
魚類等の生息しやすい河川環境の整備	○河川環境の整備等 ①魚の隠れ場所、産卵場等の整備 ②魚類等の遡上阻害箇所（堰堤、魚道等）の改善	①漁協が実施 ②県、漁協、河川管理者、専門家及び地域住民等の関係者で協議して整備等を実施
水系別部会の開催	新) ○河川の水系ごとに、具体的な被害状況等の情報共有	県、市町村、漁協、河川管理者、専門家、野鳥の会、猟友会等関係者で構成

(3) 実施期間 令和2年度～5年度

2 令和2年度の県の主な取組

実施項目	内 容
ねぐら、コロニーの生息数調査	○県内のねぐら、コロニーにおける生息個体数を季節ごとに調査する。
3河川への飛来数の調査	○アユの遡上期である春から産卵期の秋にかけて、3河川に飛来する個体数を調査する。
効果検証のための胃内容物調査	○3河川流域で捕獲したカワウの胃内容物を調査し、捕食されている魚類等の同定等を行う。
営巣地の個体数抑制	○湖山池つづらおコロニーで専門家によるシャープシューティング（空気銃による集中捕獲）を実施する（5～6月）。
カワウ捕獲従事者の育成	○営巣地等でのシャープシューティングについて、県外の専門家に講師を依頼し、地元狩猟者を対象に安全対策を含めた捕獲技術研修会を開催し、カワウの捕獲従事者を育成する。
漁協が実施する対策への支援	○年間を通して漁協が実施する、河川に飛来するカワウの追払いや飛来防除等の取組に係る経費を補助事業により支援する。
関係者との連携	○市町村との協力体制をより推進させるため、河川ごとの部会を設置し、情報共有と対策の協議を行う（県・市町村・漁協がより連携したカワウ対策、河川環境の整備等）。 ○環境省や島根県等と連携した中海での対策を実施する。 ○中国地方知事会有害鳥獣対策部会カワウ対策連絡会で情報を共有する。 ○関西広域連合カワウ部会で情報を共有する。

令和元年度消費生活相談の概要等について

令和2年5月21日
消費生活センター

令和元年度の消費生活相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した消費生活相談の状況について取りまとめたので、その概要を報告する。

1 令和元年度消費生活相談の概要

(1) 概況

- 令和元年度の県消費生活相談窓口への相談件数は2,681件であり、前年度比で11.8% (357件) 減少した。
- 内容別では、商品一般 (身に覚えのない請求等) に関する相談が最多となった (322件、12.0%)。
- 市町村消費生活相談窓口への相談件数は2,803件と前年度比で15.9% (529件) 減少した。
また、県内受付件数に占める割合は51.1%となり、平成29年度から5割を超えていることから、住民に身近な窓口として定着している。
- 年代別では、70歳代からの相談割合が最多 (532件、19.8%) であり、依然として高齢者からの相談割合が多い中において、19歳以下 (17件、11.3%増)、20歳代 (114件、5.6%増) の相談が増加した。

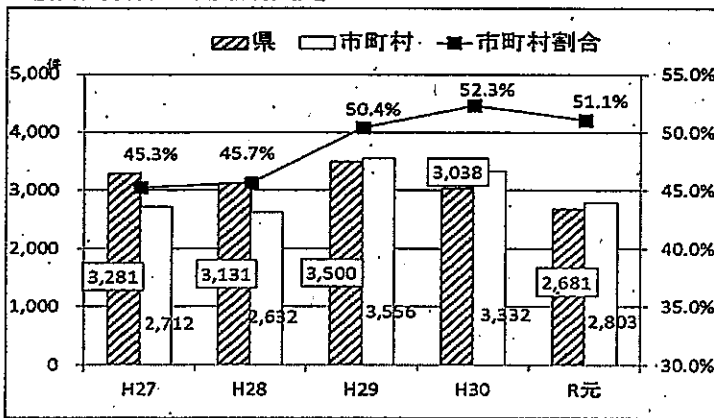
<高齢者の相談事例>

- ・「総合消費料金の未納」や「民事訴訟最終通達書」などと書かれた葉書 (封書) が届いたが、内容に心当たりがない。
- ・有料サイトの未納料金があるとの不審なメールが届いた。

<19歳以下・20歳代の相談事例>

- ・副業サイトに登録したところ、手数料等を請求され、不審である。
- ・電子メールに記載してあったURLをクリックしてしまった後、不審なメールが多数届き不安である。
- ・定期購入 (複数回の購入) が条件と気づかずネットでお試し商品を購入し、翌月にも商品が届き困惑している。

【相談件数の年度別推移】



【主な相談内容】

順位 (前年)	相談内容	件数 (構成比%)
1	商品一般 (身に覚えのない請求、引き落とし等)	322 (12.0)
2	放送・コンテンツ等 (有料情報サイト等の料金請求等)	278 (10.4)
3	相談その他 (不審電話、個人間借金、労働相談等)	162 (6.0)
4	融資サービス (多重債務相談等)	159 (5.9)
5	健康食品 (サプリメント等の定期購入等)	144 (5.4)

【年代別相談件数】

区分	R元	構成比%	H30	構成比%	H30~R元増減	[増減率%]	最多相談内容
19歳以下	17	0.6	15	0.5	2	[11.3]	放送・コンテンツ等
20歳代	114	4.3	108	3.6	6	[5.6]	放送・コンテンツ等
30歳代	219	8.2	261	8.6	△42	[△16.1]	放送・コンテンツ等
40歳代	389	14.5	463	15.2	△74	[△16.0]	商品一般
50歳代	516	19.3	574	18.9	△58	[△10.1]	放送・コンテンツ等
60歳代	496	18.5	691	22.7	△195	[△28.2]	商品一般
70歳以上	532	19.8	668	22.0	△136	[△20.4]	商品一般
不明	398	14.8	258	8.5	140	[54.3]	—
計	2,681	100.0	3,038	100.0	△357	[△11.8]	商品一般

(2) 今後の取組

- ・本年度、新型コロナウイルス感染症の影響により学生及び県民を対象とした講座の延期等が生じているため、消費生活センターにおいて「自宅で学べる消費生活講座」として、悪徳商法や特殊詐欺の手口と防止策のほか、エシカル消費 (環境、人や社会、地域に配慮した商品やサービスを選択して購入する消費行動) などを動画で学べるコーナーをホームページ内に開設し、幅広い年齢層に対する消費者教育の機会確保を図っている。
- ・また、令和4年度からの成年年齢の18歳への引き下げに備え、これまで学校教育と連携して、県内すべての高等学校で消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を実施することとしているほか、令和3年度に向けては、県弁護士会と共同で行う高等学校への出前授業の実施等を検討する。

2 新型コロナウイルス感染症に関連した消費生活相談の状況

(1) 概況

令和2年4月に消費生活センターで受け付けた消費生活相談は256件で、このうち、新型コロナウイルス感染症に関連する相談は62件（全相談のうち24.2%）であった。

区分	新型コロナウイルス感染症関連					合計	[全相談に占める割合%]	消費生活センター全相談数	(参考)前年同月
	①生活関連物資(マスク等)	②契約・解約等	③便乗・悪質商法	④その他(※)					
2月	13	3	0	0	16	7.2	223	221	
3月	9	6	2	4	21	8.3	254	213	
4月	22	15	3	22	62	24.2	256	197	
5月(～5/12)	18	1	0	3	22	28.2	78	44	

<相談事例>

①生活関連物資(マスク等)

- ・インターネットで注文したマスクが届かない。
- ・送り主の名前が未記載の注文した覚えのない海外製のマスクが届いた。
- ・注文をキャンセルしたはずのマスクが届いた。

②契約・解約等

- ・新型コロナウイルス感染症の影響でキャンセルした宿泊・航空券・結婚式・会合等のキャンセル料の取扱いについて相談したい。
- ・航空券等のキャンセルの手続きをしたが、返金に時間がかかっており不安である。
- ・感染症の影響で収入がなくなり、賃貸住宅の退去を求められている。

③便乗・悪質商法

- ・コロナ関係の助成金に当選したとの不審なメールが届いた。
- ・「中小企業救済特別基金」を名乗る融資の勧誘FAXが届いた。*WEB検索しても情報見つからず
- ・コロナ対策本部を名乗る不審な電話があり、不安である。

④その他

- ・厚生労働省とLINEが共同で実施している調査、特別定額給付金に関する一般的な問い合わせ。
- ・多重債務に関する相談。

(2) 消費者被害防止のための啓発活動

新型コロナウイルス感染症や対策に便乗した悪質商法や詐欺被害の防止のため、啓発を強化して実施しており、今後も継続した広報活動を行う。

<啓発活動の実施状況及び今後の予定>

○鳥取県・島根県共同TVスポットCM

- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した悪質商法に注意！」(4/28(火)～5/3(水)放送)
- ・「新型コロナ対策に便乗した詐欺に注意！(特別定額給付金)」(5/20(水)～26(火)放送)

○新聞広報

- ・「消費生活Q&A：新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意(特別定額給付金他)」(5/13(水)掲載)
- ・「それ悪質商法や詐欺かも(マスクの送り付け、特別定額給付金)」(5/23(土)掲載予定)

○消費者月間(5月)における広報活動

- ・県庁前電光掲示板に掲示(5/12(火)～31(日)掲示)
(内容):5月は「消費者月間」新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法、特別定額給付金を装った詐欺に注意不安に思ったら 消費者ホットライン「188(イヤヤ)」まで
- ・県警や消費者団体など関係機関とともに特別定額給付金便乗詐欺等への注意をポスター掲示等により県内スーパーマーケットで呼びかけ(5/15(金)～)

○市町村への周知依頼(随時)

- ・県警より入手した詐欺事案等の発生を市町村へ伝え、市町村の判断により防災行政無線で住民に周知

○その他

- ・消費生活センターLINE会員への注意喚起記事の配信(月2回配信)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和2年5月21日

【新規分】

主務課		生活環境部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅渡田地第二期工改善工事 (53-1棟)(建築)	境港市 渡町	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 118,690,000 (予定価格) 128,590,000	令和2年4月20日 ～令和3年1月25日	令和2年4月17日	制限付 一般競争入札 (4社)